

一般社団法人にここをサポート 病後児託児 規約

第1条（定義）

病後児託児とは病気の回復期にあり、集団生活（保育園、幼稚園、小学校など）が困難なお子さまに対してのシッター派遣サービス・一時預かりを指します。

第2条（提供の範囲）

下記疾患に罹患しており、まだ感染性が強い時期と判断された児はお預かりできません。感染性疾患（麻疹・流行性角結膜炎・インフルエンザ・ロウウイルス・風疹・水痘・おたふく風邪・溶連菌・百日咳・咽頭結膜熱・ノロウイルス・RS ウイルス・結核など）お子さまの回復状況により、病後児託児としてサービスの提供をしております。

第3条（利用料金）

本サービス利用料金の詳細につきましては料金表に定めます。

交通費など移動にかかる費用は実費精算とします。（車での移動距離にかかる費用、公共交通機関利用の費用、有料駐車場を利用の費用）

第4条（ご利用方法）

- 申し込みは当法人ホームページ受付フォーム、電子メールにてお願い致します。
- 緊急のご依頼のみ（前日または当日）は事務局までお電話にてご依頼ください。
☎022-276-1910 平日9:00～16:00受付
- 一度受診をした上でお受け致します。
- お子さまの病名や状態、状況によりお受け出来ない場合もあります。

第5条（サービスの中止）

本サービスの提供中にお子さまの容態に著しい変化または変化の兆候が現れた場合は、本サービスの提供を中断し、保護者様にご帰宅のお願いいたします。また、緊急を要すると判断された場合は、保護者さまの許可無く救急車の手配などを行います。

第6条（保険の適用）

本サービスでは、事故の発生を未然に防止するため善良な管理者の注意をもって、事故が発生しないように最大限の注意義務を尽くしておりますが、万一の場合に備えて賠償保

険に加入しています。ただし不可抗力による事故等、保険金が支払われない場合があります。

第7条（提供の制限）

- 緊急のご予約で、ベビーシッターのスケジュール等の手配がつかないとき
- シッティング開始時に、体温が38℃以上のとき
- 既往歴があり、通常のシッティングが困難であると判断したとき
- 各種警報が発令され、通常のシッティングが困難であると判断したとき
- 震度3以上の地震が短時間に複数回発生し、通常のシッティングが困難であると判断したとき
- 局地的豪雨などにより交通網が混乱をきたし、ご家庭に訪問ができないとき
- その他、お子さまならびにシッターの安全が確保できないと判断されるとき

第8条（医療行為）

本サービスでは、医療行為は原則として行うことができません。なお、与薬を行う場合は病院で処方されたもののみとなります。

第9条（交代）

本サービスの提供が長時間に及ぶ場合は、シッターが交代することがあります。この場合の交代にかかる費用（交通費など）は実費で精算させていただきます。

第10条（免責）

つぎに定める事由により生じた損害について、当法人は責任を負いません。

- 本サービスを提供するにあたり、保護者より申告されたお子さまの既往歴、状態の虚偽、または重要事項の申告漏れによりシッティングの中断をしなければならないとき（この場合はキャンセル扱いとなり、キャンセル料金が発生します。）